

平成24年度第1回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成24年6月6日(水) 13:30~14:40

2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 12名

(伊藤会長、山崎委員、三浦委員、榮委員、杉原委員、鈴木委員、
栗原委員、高野委員、黒坂委員、佐藤委員、小泉委員、藤田委員)

5 傍聴者 3名

6 議 題

(1) 委員紹介及び会長選出

(2) 諮問事項の審議

私立幼稚園に係る収容定員に係る園則変更計画について (14件)

私立専修学校に係る設置計画について (1件)

私立専修学校に係る目的変更認可について (4件)

私立専修学校に係る課程の廃止認可について (1件)

私立専修学校に係る廃止認可について (3件)

私立各種学校の廃止認可について (1件)

(3) 協議事項

全国私立学校審議会連合会理事の選出について

(4) 報告事項

諮問以外の報告について (1件)

7 議事の経過及びその結果

本年度は委員の改選期(約半数が改選)に当たることから、はじめに、学事課長から委員全員を紹介した後、前回審議会では会長職務代理者に選出されていた伊藤委員が議長となって、会長の選出を行った。

山崎委員から伊藤委員を推薦する旨発言があり、全会一致で伊藤委員を会長に選出(再任)した。引き続き、伊藤会長から会長職務代理者として佐藤委員を指名した。

その後、伊藤会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言後、栗原委員、高野委員を議事録署名人に指名し、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立幼稚園に係る収容定員に係る園則変更計画について

大通幼稚園の収容定員に係る園則変更計画(諮問番号第364号(1))から夢の森幼稚園の収容定員に係る園則変更計画(諮問番号第364号(14))までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

本日諮問する幼稚園の定員増の案件については、設置者から計画書を提出いただき、

その計画内容を私学審議会で審査し、了承された場合、改めて認可申請をしていただくこととなっています。

今回は、この2段階審査の前段に当たる計画内容について諮問するものです。

資料4にあります幼稚園の定員増計画14件について説明します。

はじめに、幼稚園の収容定員増に係る園則変更計画を審査する際の、基準や考え方について説明します。

計画の内容審査にあたりましては、1学級の幼児数や教職員数などの幼稚園の編成が、幼稚園設置基準を満たしているか、法令や寄附行為に違反がないかなど管理運営面が適正であるか、現に認可されている収容定員を超過して就園させている数が70人以下であるか、といった事項に加えまして、審査時点でのデータに基づいて、就園幼児見込み数の適切な把握に努めているところです。

この就園幼児見込み数の把握にあたりましては、当該幼稚園が設置されている市町村等行政区域内において、徒歩通園が可能な近隣地域として、半径1km程度でどれくらいあるか、また、周辺地域として、半径3km程度における就園幼児見込み数が当該地区内にある全幼稚園の現行定員と比較してどのような状況にあるのか、といった観点から審査を行っているところです。

また、保護者ニーズなどに対応するため、新たな事業展開が必要であるといった場合などには、過去3か年、定員充足率が9割を超え、かつ定員超過率が1割以下の幼稚園から申請があった場合、1クラス分である35人を上限として定員増を認めることとしています。

さらに、法人内調整として、同一法人が、同一市町村等行政区域内に設置する幼稚園の間で欠員を生じている幼稚園の定員を減少させ、その範囲内で定員増の申請があった場合などには定員増を認めることとしています。

今回の諮問案件は、ただいま説明した審査基準に基づき審査を行ったものです。

それでは、入園希望の幼児数の増加に対応するため設置者から提出のありました、「幼稚園の収容定員の増に係る園則変更計画」につきまして、お手元に配付している資料の1ページから14ページまでを一括して説明します。

はじめに、諮問番号第364号(1)をご覧ください。

学校法人相愛学園が、札幌市中央区に設置している「大通幼稚園」です。

現行の園則による10学級、定員210人に対して、収容定員240人への変更計画の申請があったものです。

同園については、周辺地域3km圏内における就園見込幼児数が、当該地区の全幼稚園の現行定員の合計を150人程度上まわることから、計画どおり30人増の240人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(2)、学校法人北海大谷学園が札幌市中央区に設置する「札幌大谷第二幼稚園」です。

現行の園則による4学級、定員120人に対して、収容定員140人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましても、周辺地域3km圏内における就園見込幼児数が当該地区の全幼稚園の現行定員の合計を570人程度上まわることから、計画どおり20人増の140人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(3)、学校法人太陽学院が札幌市北区に設置する「太陽こころ幼稚園」について説明させていただきます。

現行の園則による5学級、定員110人に対して、収容定員175人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域1km圏内における就園見込幼児数が、計画定員を195

人程度上まわることから、計画どおり65人増の175人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(4)、学校法人幌北学園が札幌市北区に設置する「幌北幼稚園」です。

現行の園則による10学級、定員215人に対して、収容定員250人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましては、周辺地域3km圏における就園見込幼児数が、当該地区の全幼稚園の現行定員の合計を50人程度上まわることから、計画どおり35人増の250人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(5)、学校法人幌北学園が札幌市北区に設置する「華園幼稚園」です。

現行の園則による9学級、定員185人に対して、収容定員215人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域1km圏における就園見込幼児数が計法定員を35人程度上まわることから、計画どおり30人増の215人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(6)、学校法人幌北学園が札幌市北区に設置する「あいの里幼稚園」です。

現行の園則による11学級、定員215人に対して、収容定員250人への変更計画の申請があったものです。

同園については、さきほどご説明しました、過去3か年、定員充足率が9割を超え、かつ定員超過率が1割以下の幼稚園から申請があった場合は、1クラス分(35人)を上限として定員増を認めるという考え方にに基づき、お諮りするものですが、同園の過去3カ年の実員は、平成22年は208人で定員充足率97%、平成23年が221人で103%、平成24年が234人で109%となっておりますことから、計画どおり35人増の250人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(7)、札幌双葉学園が札幌市白石区に設置する「あさひ幼稚園」です。

現行の園則による8学級、定員200人に対して、収容定員235人への変更計画の申請があったものです。

同園については、過去3か年、定員充足率が9割を超え、かつ定員超過率が1割以下の幼稚園としてお諮りするものです。

同園の過去3カ年の実員の実績ですが、平成22年は219人で定員充足率は109.5%、平成23年が216人で108%、平成24年が198人で99%となっており、計画どおり35人増の235人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(8)、学校法人松田学園が札幌市手稲区に設置する「松葉幼稚園」です。

現行の園則による6学級、定員170人に対して、収容定員200人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域1km圏における就園見込幼児数が計法定員を160人程度上まわることから、計画どおり30人増の200人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(9)、函館市の「第二太陽の子幼稚園」です。

この幼稚園の設置者は、諮問番号第364号(3)と同じ学校法人太陽学院です。

現行の園則による6学級、定員175人に対して、収容定員190人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域1 km圏における就園見込幼児数が計法定員と同数の190名程度見込まれることから、計画どおり15人増の190人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(10)、学校法人藤学園が旭川市に設置する「旭川藤幼稚園」です。

現行の園則による6学級、定員120人に対して、収容定員130人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域1 km圏における就園見込幼児数が計法定員と同数の130人程度見込まれることから、計画どおり10人増の130人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(11)、学校法人小池学園が苫小牧市に設置する「苫小牧のぞみ幼稚園」です。

現行の園則による9学級、定員220人に対して、収容定員240人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域1 km圏における就園見込幼児数が計法定員を110人程度上まわることから、計画どおり20人増の240人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(12)、学校法人沼ノ端学園が苫小牧市に設置する「第2はくちょう幼稚園」です。

現行の園則による6学級、定員140人に対しまして、収容定員200人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましては、周辺地域3 km圏における就園見込幼児数が当該地区の全幼稚園の現行定員の合計を130人程度上まわることから、計画どおり60人増の200人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(13)、学校法人高陽学園が石狩市に設置する「ミナクル幼稚園」です。

現行の園則による8学級、定員150人に対しまして、収容定員180人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域1 km圏における就園見込幼児数が計法定員と同数の180人程度見込まれることから、計画どおり30人増の180人とすることとしてお諮りするものです。

次に、諮問番号第364号(14)、学校法人夢の森学園が余市町に設置する「夢の森幼稚園」です。

現行の園則による3学級、定員70人に対しまして、収容定員80人への変更計画の申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域1 km圏における就園見込幼児数が計法定員と同数の80人程度見込まれることから、計画どおり10人増の80人とすることとしてお諮りするものです。

定員増計画については、以上14件です。

変更の時期は、いずれも平成25年4月1日となっています。

なお、これらの計画に関し、各園の所在市町である札幌市、函館市、旭川市、苫小牧市、石狩市及び余市町からは「当該地域は教育環境や通園の安全性に特に問題はない。」との意見をいただいています。

以上、諮問番号第364号(1)から(14)まで一括して説明しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

(2) 私立専修学校に係る設置計画について

(仮称)釧路孝仁会看護専門学校に係る設置計画(諮問番号第364号(15))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料15ページ、諮問番号第364号の(15)、私立専修学校に係る設置計画について説明します。

社会医療法人孝仁会が、釧路市に看護師を養成するための専修学校「(仮称)釧路孝仁会看護専門学校」を設置しようとするものです。

設置者である社会医療法人孝仁会は、釧路市を中心に8つの病院と1つの老人保健施設等を経営しており、平成21年3月には、公益性が高く地域に必要な救急医療の安定的な供給を行う医療法人として、道から「社会医療法人」として認可されているところです。

計画している専修学校の内容は、医療分野の専門課程で修業年限3年、入学定員40名の看護学科を設置するもので、総定員は120名となっています。

校地・校舎につきましては、法人が経営している孝仁会記念病院に隣接する土地を所有しており、6月中旬から校舎の建設工事を着工し、来年の1月末に完成・引き渡しの手配となっています。

開設時期は、平成25年4月を予定しています。

計画書を審査した結果、教員数、校舎面積等の設置基準は全て満たしています。

なお、学校の設置認可につきましては、北海道厚生局から看護師の養成施設の指定を受けることが条件となります。

以上、専修学校の設置計画について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

(3) 私立専修学校に係る目的変更認可について

北海道工コ・動物自然専門学校に係る目的変更認可(諮問番号第364号(16))から旭川福祉専門学校に係る目的変更認可(諮問番号第364号(19))までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

次に、私立専修学校に係る目的変更認可4件について、一括して説明します。

まず、「目的変更認可」について、簡単に説明します。

「目的変更認可」については、専修学校のみにある認可事項であり、専修学校の学科については、目的に応じた8分野のいずれかに分類することとなっています。

分野は、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化教養の8つになります。

新たに設置する学科が、従来設置されている学科と異なる分野に該当する場合は、目的変更の認可が必要になります。

具体的には、医療分野の「看護学科」のみを設置する専修学校が新たに商業実務分野の「医療事務学科」を設置する場合は、医療分野と商業実務分野とで異なる分野になりますので、目的変更認可が必要となります。

しかし、同じ学校が、医療分野の「歯科衛生士学科」を新設する場合は、同じ分野

になりますので、学科設置に伴う学則変更届の手続きになり、目的変更の認可は必要ありません。

また、学科を廃止したことによりその分野に置く学科がなくなるような場合も同様に目的変更の認可の手続きが必要になります。

では、資料16ページ、諮問番号第364号の(16)をご覧ください。

学校法人産業技術学園が恵庭市に設置する「北海道エコ・動物自然専門学校」の目的変更認可についてです。

当校は、商業実務分野にペット学科等の5学科、文化教養分野に日本語学科と第二日本語学科の2学科を設置しておりましたが、平成24年3月末をもちまして、日本語学科と第二日本語学科を廃止したことに伴い、文化教養分野に置く学科がなくなったことから、当該分野を廃止するため目的変更認可を行うものです。

廃止された日本語学科と第二日本語学科については、平成24年3月に生徒全員が卒業しています。

当該学科の担当教員については、同学校法人の北海道ハイテクノロジー専門学校に配置転換されています。

申請書を審査した結果、教員数、校舎面積等の設置基準は全て満たしています。

また、校舎は既存のまま、他学科の資料室等に使用されることとなっています。

次に、資料17ページ、諮問番号第364号の(17)をご覧ください。

学校法人都築教育学園が札幌市に設置する「札幌医療リハビリ専門学校」の目的変更認可についてです。

当校は、医療分野に4学科と工業分野に3学科を設置しておりましたが、平成24年3月末をもちましてデジタルデザイン・ゲーム科及び情報システム科とフラワーデザイン科の3学科を廃止したことに伴い、工業分野に置く学科がなくなったことから、当該分野を廃止するため、目的変更認可を行うものです。

廃止された3学科については、平成24年3月に生徒全員が卒業しています。

当該学科の担当教員につきましては、平成24年3月に全員退職しています。

申請書を審査した結果、教員数、校舎面積等の設置基準は全て満たしています。

また、校舎は既存のまま、他の学科の自習室に使用されることとなっています。

次に、資料18ページ、諮問番号第364号の(18)をご覧ください。

学校法人北工学園が上川郡東川町に設置する「北海道環境福祉専門学校」の目的変更認可についてです。

当校は、教育・社会福祉分野に社会福祉学科等の2学科と工業分野に環境保全学科、また、医療分野に医薬福祉学科を設置しておりましたが、平成24年3月末をもって環境保全学科と医薬福祉学科を廃止したことに伴い、工業分野と医療分野に置く学科がなくなったことから、当該分野を廃止するため、目的変更認可の申請があったものです。

廃止された学科につきましては、平成24年3月に生徒全員が卒業しています。

当該学科の担当教員につきましては、平成24年3月で全員退職しています。

申請書を審査した結果、教員数、校舎面積等の設置基準は全て満たしています。

また、校舎は既存のまま、他の学科の資料室等に使用されています。

次に、資料19ページ、諮問番号第364号の(19)をご覧ください。

同じく学校法人北工学園が上川郡東川町に設置する「旭川福祉専門学校」の目的変更認可についてです。

当校は、現在、教育・社会福祉分野に保育科と介護福祉科、また、医療分野に医薬福祉学科を設置しておりますが、今回新たに、文化・教養分野を設置したいとして目的変更認可申請が提出されたものです。

内容といたしましては、新たに修業年限1年、入学定員20名の日本語学科と修業年限1年6ヶ月、入学定員60名の日本語学科を新設し、総定員540名とする申請となっています。

当該学科は、日本語能力検定を目指す中国や韓国などから留学生を受け入れる道内初の全寮制の日本語学科と聞いております。

東川町の協力により農業体験などを取り入れた独自のカリキュラムを取り入れることとなっており、教育効果も期待できるものです。

変更時期は、平成25年4月を予定しており、申請書を審査した結果、教員数・校舎面積等は基準を満たしています。

以上、専修学校の目的変更認可について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

(4) 私立専修学校に係る課程の廃止認可について

釧路市医師会看護専門学校に係る課程の廃止認可（諮問番号第364号(20)）について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料20ページ、諮問番号第364号の(20)をご覧ください。

一般社団法人釧路市医師会が釧路市に設置する「釧路市医師会看護専門学校」の課程の廃止認可についてです。

当該校は、医療分野の専門課程の看護学科と高等課程の准看護学科を設置していましたが、平成24年3月末をもって高等課程の准看護学科を廃止したことに伴い、高等課程に置く学科がなくなることから、課程を廃止するための認可を行うものです。

専修学校には専門課程と高等課程と一般課程の3つの課程があり、今回廃止する「高等課程」とは、中学校を卒業した者が入学する課程です。

参考に、「専門課程」は高校を卒業した者が入学する課程であり、「一般課程」は入学資格に制限はありません。

一般的に「専門学校」と呼ぶところは、「専門課程」を有している専修学校だけが名乗ることができるということになっています。

廃止された学科については、平成24年3月に生徒全員が卒業しています。

当該学科の担当教員については、平成24年4月から同じ学校の看護学科（専門課程）に配置転換しています。

申請書を審査した結果、教員数、校舎面積等の設置基準は全て満たしています。

以上、専修学校の課程の廃止認可について、ご審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

(4) 私立専修学校に係る廃止認可について

札幌医療科学専門学校に係る廃止認可（諮問番号第364号(21)）から札幌市医師会看護専門学校に係る廃止認可（諮問番号第364号(23)）までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

私立専修学校の廃止認可3件について、一括して説明します。

資料21ページ、諮問番号第364号の(21)をご覧ください。

学校法人西野学園が札幌市に設置する「札幌医療科学専門学校」の廃止認可についてです。

学校運営の効率化を図るため、札幌医療科学専門学校を平成24年4月1日付で、札幌医学技術福祉歯科専門学校に統合・再編するため、学校廃止の申請があったものです。

札幌医療科学専門学校に在学する生徒については、隣接する札幌医学技術福祉歯科専門学校の同じ学科に転入しています。

教職員についても同校へ配置転換されています。

校舎は、隣接する札幌医学技術福祉歯科専門学校の第2校舎として使用されており、引き続き第2校舎として使用されます。

指導要録等についても札幌医学技術福祉歯科専門学校で保管することとなっています。

次に、資料22ページ、諮問番号第364号の(22)をご覧ください。

学校法人英智学園が札幌市に設置する「専門学校日本ビジネススクール札幌校」の廃止認可についてです。

入学者の減少により、学校運営の継続が困難となったため、学校廃止の申請があったものです。

生徒については、平成24年3月で全員卒業しています。

教職員については、平成24年3月で全員退職しています。

指導要録等については、学校法人があります宮城県仙台市の「専門学校日本デザイナー芸術学院仙台校」で保管することとなっています。

次に、資料23ページ、諮問番号第364号(23)をご覧ください。

社団法人札幌市医師会が札幌市に設置する「札幌市医師会看護専門学校」の廃止認可についてです。

札幌市医師会看護専門学校については、准看護師の資格をもった生徒を対象とした夜間の3年制の看護学科でした。

実習施設の確保の問題や入学者の減少から学校運営の継続が困難となり、学校廃止の申請があったものです。

生徒については、平成24年3月で全員卒業しています。

事務職員については札幌市医師会で引き続き雇用。

教員については平成24年3月末で全員退職しています。

指導要録等については社団法人札幌市医師会で保管することとなっています。

以上、専修学校の廃止認可について、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

(5) 私立各種学校の廃止認可について

北海道ビジネス学校に係るの廃止認可（諮問番号第364号(24)）について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料24ページをご覧ください。

旭川市にある簿記やパソコンなどを教授する個人立の各種学校、「北海道ビジネス学校」の廃止認可です。

入学者の減少により学校運営の継続が困難となったため、学校廃止の申請があったものです。

生徒については平成24年3月で全員卒業しています。
教職員については平成24年3月で全員退職しています。
指導要録等については、設置者である森田勝徳氏が保管することとなっています。
以上、各種学校の廃止認可について、ご審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

8 協議事項

全国私立学校審議会連合会理事の選出について、事務局から道におけるこれまでの取扱いや選出経緯などを説明したのち、全会一致で伊藤会長及び栗原委員を理事として選出した。

9 報告事項

幼稚園の収容定員に係る園則変更計画の不了承について、資料に基づき、事務局から次のとおり報告した。

【事務局説明】

諮問事項以外の報告について説明します。

資料6をご覧ください。

私立学校法第8条の規定により、新たな幼稚園の設置や定員増に関する事項などの認可等を行う場合には、私立学校審議会の意見を聞かなければならないこととなっています。

法的には、認可申請のあったもののうち、所轄庁である北海道が積極的な行政処分、すなわち認可等を行う場合のみ、審議会に諮問すればよいこととなりますが、学事課としては、行政手続きの透明性を図る観点から、計画申請及び認可申請があったもののうち、計画不了承、認可不可とするものについても、審議会へ報告することとしています。

今回の申請案件で不了承となったものは、資料6に記載のとおり、幼稚園の収容定員の増に係る園則変更計画3件となっています。

いずれの事案も、就園見込み幼児数や定員超過の状況などを確認し、基準に沿って審査した結果、現状では提出された計画について了承しないものとなりました。

なお、これらの幼稚園については、今回の結果をもって、今後一切再申請等が認められないということではなく、周辺の状況や幼児見込み数などの変化等により、定員の見直しなどが可能となる場合があることを申し添えます。

(出席委員からの質疑なし)

10 閉会

以上をもって、平成24年度第1回北海道私立学校審議会を終了した。